

○中野委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会させていただきます。

協議事項の1、会派名の略称についてでございます。

改選前は、自民会議、民主連合、公明、共産、無党派Gでありましたが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○高花委員（公明党） 公明ではなく、公明党に変更させていただきたいと思います。

○中野委員長 ほかの会派は変更ないでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、公明党のほうから、略称についても公明党にしたいということでありましたので、そのように取扱いをさせていただきたいというふうに思います。

協議事項の2、代表者会議の設置についてであります。

申合せにより、代表者会議を設置することになっていることから、代表委員の氏名は、代表者会議開会前までに事務局に届出をお願いしたいというふうに思います。

協議事項の3、無所属議員の扱いについてでございます。

議会運営委員会では、従来は必要の都度、無所属議員に委員外委員として出席を求め、委員長が発言を求めた場合以外に委員外議員から発言の申出があったときは、委員会で許可するかどうかを決めることを原則として、場合によっては、委員長判断により、発言を認めていたところであります。また、代表者会議では、配付資料「議会運営委員会代表者会議における無所属議員の扱いについて」のとおり、必要の都度、無所属議員にオブザーバーとして出席を求めること、及びその基準等について申合せをしているところであります。

今後も従来どおり、必要の都度、議会運営委員会及び同代表者会議に出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように取扱いをさせていただきたいと思います。

それではここで、無所属議員を委員外議員として出席を求めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時22分

○中野委員長 それでは、再開いたします。

先ほど、無所属議員の扱いについてを協議させていただきました。委員外議員の横山議員が出席されましたことから、再度、その内容を確認させていただきたいと思います。

無所属議員の扱いについて、議会運営委員会では、従来は必要の都度、無所属議員に委員外議員として出席を求め、委員長が発言を求めた場合以外に委員外議員から発言の申出があったときは、委員会でその可否を決めることを原則として、場合によっては委員長判断により発言を認めていた

ところであります。また、代表者会議では、配付資料「議会運営委員会代表者会議における無所属議員の扱いについて」のとおり、必要の都度、無所属議員にオブザーバーとして出席を求めること、及びその基準等について申合せをしているところであります。このようなことを確認をさせていただきました。よろしくお申し上げます。

それでは、協議事項の4に移りたいと思います。議会運営委員会への副議長の出席についてであります。

議会運営委員会への副議長の出席につきましては、改選前の議会において、副議長出席の根拠を明らかにするため、委員会で委員外議員として正式に副議長に出席していただくことを決定しているところでありますが、今期においても、従来どおりの扱いとすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきたいと思います。

協議事項の5、広聴広報委員会委員の定数についてであります。

議会人事の協議をする前に、広聴広報委員会委員の定数について協議をさせていただきます。広聴広報委員会委員の定数を定める基準につきましては、配付資料「広聴広報委員会の運営に当たっての申合せ事項」1の(1)のとおり、会派の数に3を加えた数とすることを申合せしているところであります。現在、委員の定数は、広聴広報委員会規程第3条第1項の規定において、8人と定められており、改選後の会派の構成を申合せに適用しても変更がないことから、現行どおりとすることを確認したいと思います。

次に、協議事項6から11までについてであります。これらの議会人事につきましては、代表者会議で協議をすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、協議事項6から11までの議会人事につきましては、代表者会議で協議をさせていただきたいと思います。

それでは、本委員会は一旦休憩いたします。

休憩 午後1時25分

---

再開 午後4時20分

○中野委員長 それでは、再開させていただきます。

協議事項の6番目でございますが、常任委員会委員の選任についてであります。代表者会議で協議の結果、配付してあります委員名簿のとおり、5月22日の本会議で議長の指名により選出することを確認しておりますが、このような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 常任委員会正副委員長につきましては、本会議におきまして、議長の指名推薦により選任決定することとなっております。これについても、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 また、旭川市議会委員会条例第6条第2項ただし書の規定により、議長は一旦、常任委員会に選任後、議会の同意を得て辞任することができることから、今回も従来どおり辞任する取扱いとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、協議事項の7番目、広聴広報委員会委員の選任についてであります。

代表者会議で協議の結果、配付してあります委員名簿のとおりとなったところでございます。このような内容でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 委員の選任につきましては、議会運営委員会で確認後、議長が指名することとなっておりますが、このような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 正副委員長の選任方法については、委員会で互選することとなっておりますが、これについても、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、協議事項の9番目、上川教育研修センター組合議会議員の選出についてであります。

代表者会議で協議の結果、笠井議員、上野議員、中村みなこ議員の3名となったところでありますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、議会運営委員会で確認後、議長が指名すること、また、その後に、上川教育研修センター組合議会議長に報告することとしたいと思いますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 続きまして、協議事項の10番目、旭川市議会議員会役員を選出についてであります。

代表者会議で協議の結果、従来どおり、各派会長会議で協議することとなりましたが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 続きまして、協議事項の11番目、執行機関の長が任命する委員の選出についてであります。

代表者会議で協議の結果、配付してある委員名簿のとおり、選出することとなりました。このような内容でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 以上で本日の議会運営委員会での協議事項は、全て終了させていただきました。

次回の議会運営委員会の招集であります。5月22日月曜日、午前10時から、口頭招集とさせていただきます。なお、広聴広報委員会終了後の会議となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、散会させていただきます。

---

散会 午後4時25分